

検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0731 第3号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0731 第3号」 適用日 令和6年8月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
アスペルギルスIgG抗体	195点× 2回分	免疫学的検査 144点	「D012」 感染症免疫学的検査の「42」	アスペルギルスIgG抗体は、ELISA法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「42」(1→3)-β-D-グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

※ 該当項目:検査案内60ページ 項目コード[2463]アスペルギルス抗体IgG

■保険収載内容が一部変更された検査項目

「保医発0731 第3号」 適用日 令和6年8月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
(1→3)-β-D-グルカン	195点	免疫学的検査 144点	「D012」 感染症免疫学的検査の「42」	<p>～ (略) ～</p> <p>「42」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、アスペルギルスIgG抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>～ (略) ～</p>

※ 下線部が変更されました。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。